

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ ため池の保全等に関する条例施行規則（農地整備課）	1
企業庁管理規程	
○ 企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	12

公布された法令のあらまし

●ため池の保全等に関する条例施行規則（規則第28号）

ため池の保全等に関する条例の規定に基づき、同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

ため池の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

ため池の保全等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(ため池等点検指針)

第2条 知事は、管理者が実施するため池等の点検及び条例第8条第3項の規定により市町の長が実施するため池の点検に関し、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

(特定ため池の設置の申請)

第3条 条例第10条第2項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 設置しようとする特定ため池の位置を示した図面及び当該特定ため池の周辺の現況を示す写真
- (2) 条例第10条第2項第3号に規定する農用地の範囲を示した図面
- (3) 特定ため池の管理に関する計画を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(特定ため池に係る工事の届出)

第4条 条例第10条第5項の規定による工事の着手の届出は、特定ため池設置工事着手届（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第10条第5項の規定による工事の完了の届出は、特定ため池設置工事完了届（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第10条第1項の許可に係る工事（以下この項において「工事」という。）の完了後の特定ため池の図面
- (2) 工事の完了後の特定ため池の写真
- (3) 完了した工事が条例第10条第3項の特定ため池工事設計書に基づき行われたことが確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(特定ため池に係る管理者の届出)

第5条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定ため池管理者届（様式第4号）に、特定ため池の位置図

その他知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

- 2 条例第12条第2項の規定による届出は、特定ため池管理者等変更届（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（ため池附属施設の設置等の届出）

- 第6条 条例第13条第1項の規定による届出は、ため池附属施設設置等届（様式第6号）に、知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

- 2 条例第13条第2項の規定による届出は、ため池附属施設設置等工事完了届（様式第7号）に、前項の届出に係る工事の完了後の状況が分かる写真その他知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（特定ため池に係る廃止の届出）

- 第7条 条例第14条の規定による特定ため池の廃止の届出は、特定ため池廃止届（様式第8号）に、知事が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（ため池等に係る報告等）

- 第8条 管理者は、条例第17条第1項の規定により知事からため池等の管理の状況についての報告を求められたときは、ため池等の管理の状況報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

- 2 条例第17条第2項の証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

（書類の提出部数）

- 第9条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、2通とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（ため池の保全に関する条例施行規則の廃止）

- 2 ため池の保全に関する条例施行規則（昭和26年兵庫県規則第49号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前のため池の保全に関する条例施行規則の規定によりなされた申請又は届出は、条例又はこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

特定ため池設置許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） - 番

次のとおり特定ため池を設置したいので、ため池の保全等に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称	
特 定 た め 池 の 所 在 地	
特 定 た め 池 に よ り 農 業 用 水 の 利 益 を 受 け る 農 用 地 の 面 積	m ²
備 考	

A 4

様式第2号（第4条関係）

特定ため池設置工事着手届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... 印

電話（.....） - 番

次のとおり特定ため池の設置工事に着手したので、ため池の保全等に関する条例第10条第5項の規定により、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称	
特 定 た め 池 の 所 在 地	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）
施 工 業 者	
施 工 管 理 者	
備 考	

A 4

様式第3号（第4条関係）

特定ため池設置工事完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... 印

電話（.....） - 番

次のとおり特定ため池の設置工事が完了したので、ため池の保全等に関する条例第10条第5項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称	
特 定 た め 池 の 所 在 地	
設 置 工 事 完 了 日	年 月 日
備 考	

A 4

様式第4号（第5条関係）

特定ため池管理者届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... 印

電話（.....） - 番

次のとおりため池の保全等に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称		
特 定 た め 池 の 所 在 地		
特 定 た め 池 の 管 理 者	氏名（法人その他の の 団 体 に あ つ て は、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 ）	
	住所（法人その他の の 団 体 に あ つ て は、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ）	
	電 話 番 号	（ ） -
特 定 た め 池 に よ り 農 業 用 水 の 利 益 を 受 け る 農 用 地 の 面 積		m ²
備 考		

A 4

様式第5号（第5条関係）

特定ため池管理者等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） - 番

次のとおり特定ため池管理者届に係る届出事項を変更したので、ため池の保全等に関する条例第12条第2項の規定により、届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称		
特 定 た め 池 の 所 在 地		
特 定 た め 池 の 管 理 者	氏名（法人その他の の 団 体 に あ つ て は、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 ）	
	住所（法人その他の の 団 体 に あ つ て は、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ）	
	電 話 番 号	
特 定 た め 池 に よ り 農 業 用 水 の 利 益 を 受 け る 農 用 地 の 面 積	m ²	m ²

注 変更項目の変更前の欄は全て記入し、変更後の欄において変更のない項目は、「同左」と記入してください。

A 4

様式第6号（第6条関係）

ため池附属施設設置等届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） - 番

次のとおりため池附属施設の設置・改修・撤去をするので、ため池の保全等に関する条例第13条第1項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

ふ り が な 特定ため池の名称	
特定ため池の所在地	
特定ため池により 農業用水の利益を受ける 農用地の面積	m ²
ため池附属施設の設置・ 改修・撤去の概要	
備 考	

A 4

様式第7号（第6条関係）

ため池附属施設設置等工事完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

次のとおりため池附属施設の設置・改修・撤去の工事が完了したので、ため池の保全等に関する条例第13条第2項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

ふ り が な 特定ため池の名称	
特定ため池の所在地	
設置等工事完了日	年 月 日
備 考	

A 4

様式第8号（第7条関係）

特定ため池廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） 番

次のとおり特定ため池を廃止したいので、ため池の保全等に関する条例第14条の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

ふ り が な 特 定 た め 池 の 名 称	
特 定 た め 池 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃止に伴い代替施設を 設置する場合にあつて は、その計画の概要	
備 考	

A 4

様式第9号（第8条関係）

ため池等の管理の状況報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） 番

年 月 日付け 第 号により請求のあったため池等の管理の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 ため池の名称（ふりがな）
- 2 ため池の所在地
- 3 ため池等の管理の状況

項	目	管 理 の 状 況
	堤 体	
	洪水吐き	
	取水施設	
	ため池附属施設以外の施設	
	そ 疏 水	
	そ の 他	

- 注 1 ○印の付された項目のみ記入してください。
- 2 管理の状況欄には、ため池附属施設等の点検の頻度、改修の状況等を具体的に記載してください。
- 3 報告に当たっては、必要に応じて関係書類を添付してください。

様式第10号（第8条関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書
職 氏 名 生年月日	
上記の者は、ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定によりため池等の検査をする職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
兵庫県知事 印	

（裏面）

ため池の保全等に関する条例（抜粋）
（ため池等の検査）
第17条 知事は、災害の防止のため必要があるときは、管理者に対し、当該ため池等の管理の状況についての報告を求め、又は専門的知識を有する職員に当該ため池等の管理の状況若しくは当該ため池等の施設の位置若しくは構造について検査をさせることができる。
2 当該職員は、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第26条 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、科料に処する。

A 7

企 業 庁 管 理 規 程

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務課の項中「総務企画班 淡路地域交流班」を「総務企画班」に改め、同表水道課の項中「太陽光発電施設整備班」を「太陽光発電施設班」に改め、同表分譲推進課の項中「住宅分譲班 業務用地分譲班」を「公園都市分譲班 臨海分譲班」に改める。

第5条第35号を削り、同条第36号を同条第35号とする。

附 則

この管理規程は、平成27年 4月 1日から施行する。